

京都大学附属図書館蔵『中院家寄託歌書目録』翻刻

海野圭介

中院家は、土御門内大臣と称された源（久我）通親（久安五年1149—建仁二年1202）五男・通方（文治五年1189—暦仁元年1238、土御門大納言と号す）を始祖とする堂上公卿で、鎌倉期以降明治に至るまで大臣家の一つとして朝廷・政府内で重きをなしてきた。また、文事の面においても、当代歌壇を担う歌人を輩出し^①、第十四代・通勝以降、古今伝授を含む古典学（古典注釈）の事跡に殊に著名である。通勝は、細川幽斎から古今伝授を受けており、自身も、博覧の『源氏物語』注釈書『岷江入楚』を著している^②。第十五代・通村も、『百人一首』等の古典注釈を良くし、第十六代・通純は四十二歳の早世であるものの、第十七代・通茂、第十八代・通躬とその弟野宮定基は、後水尾院から後西院、靈元院へと連なる御所伝授とも深い関わりを持つていて^③。^④ 学芸を以て知られる家に伝頌された蔵書は、それ自体興味を引く対

通方（久我通親・男）——〈12代略〉

通勝（弘治二年1556—慶長十五年1610）

通村（天正十六年1588—承応二年1653）

通純——通茂（寛永八年1631—宝永七年1710）

通躬（寛文八年1668—元文四年1739）
野宮定基（寛文九年1669—正徳元年1711）

通枝——通維——通古——通知——通繁
〔伯爵〕通富

象であるが、時代の変動に伴い、何時しか散逸の憂き目を見る例には事欠かない。幸いにも、中院家歴代によつて蒐集・蓄積された典籍・

文書類の一部は散逸を免れ、大正年間までに旧中院伯爵家から京都大學に寄託され、現在では、京都大学附属図書館と同総合博物館に、典籍類は、中院文庫、文書類は、中院文書と称され保管されている。

標記に掲げた、「中院家寄託歌書目録」と題される目録（以下「本目録」と称す）は、中院家より寄託を受けた京都大学において大正年間に作成された目録である。「歌書目録」とあるように、寄託本の総体を記した目録ではないが、別置されていたと思しい（なお後述）和歌に關わる古典籍の一覧で、寄託當時の中院家旧蔵本の一端を窺い得る資料である。中院家伝來の典籍・文書類が、同家を離れ、京都大学の蔵に帰すその経緯については詳にし得ない点も多く、現存する典籍・文書類が、中院家に伝來した總体に対し、どの程度の割合を伝えられるかといったことについても想像の域を超える指摘を行うのは困難であるが、本目録によつて、そうした事柄に対しても幾らかの知見を得ることができるので、本目録には、作成の経緯を記す詳細な奥書が付されているので、書誌的事項と共に、先に確認することとした。

京都大学附属図書館蔵『中院家寄託歌書目録』 大正13年写 一冊
袋綴。紺色表紙（二四・七×一七・八cm）、左肩子持ち枠題簽「中院家寄託歌書目録 全」。扉題「中院家寄託歌書目録」。料紙、三極紙。墨付42丁。毎半葉11行。内題、なし。

奥書は、次の通り（句読点は私意）。

此目録の書ともは、さきに中院伯爵家より、わか大学に寄託せられたる書籍のうち整理ニ漏れて久しく戸棚の中に積置かれたりし

ものなり。先年、いとまのほどに、其の目録を調へ置きたりしかども、なほ心ゆかぬふしるものありて、いかて折を得て正さまく思ひゐたりしほとに、國文学現在書目録のこと起りたるに加へて、近きころ、伯爵家に其の寄託書を悉く取返さんとの豫しありと聞ければ、あわたくしく、かくは改めものしつ。なほすでに整理せられたる書の目録は追つきて写しなんとす。大正十二年四月小弥太しるす。五月六日一校了。」

大正十三年九月謄写。京都帝國大学図書館

用字、漢字・平仮名・片仮名。印記、卷首に「京都／帝國大學／圖書之印」、大正14年の京都大学の受入印。

奥書によれば、本目録は、中院家から京都大学に寄託された典籍・文書のうち、整理に漏れたものを改めて調査し作成された目録であるという。「久しく戸棚の中に積置かれたりし」とも記されるが、記載内容を通覽すると、質・量共に相当なものであり、別途整理の予定であったのか、或いは単なる事務手続上の問題であったのか、理由は全く未詳ながら、雑本として意図的に排除されていたとは考えにくい。調査は、順次行われていたらしいが、「國文学現在書目録」の企画がおこり、また、中院家に寄託本の返却を要請するかの兆しが窺われたため、急遽淨書したという。「すでに整理せられたる書の目録」の言が見え、本目録に記載される以外の典籍・文書類の或程度は、既に整理されていたらしく、別途淨書が予定されていたようである。末尾には、「大正十二年」の年紀が見え、「小弥太しるす」とあることから、

当時、京都帝国大学文科大学国史研究室助手の任にあつた岩橋小弥太（明治十八年1885—昭和五十三年1978）の採録と推考される。更に「大正十三年九月謄写」の識語が見え、本目録はその原本ではなく、大正十三年に京都大学附属図書館において謄写されたものと知られる。

本目録を改めて紹介し、その価値を認められたのは、武井和人氏で、同氏「一条家古典学を支えた古典籍」（『中世古典学の書誌学的研究』（勉誠出版平11・1））に跋文を引用しつつ、「中院家の学藝の蘊奥」を窺い知り、また、「中院文庫の面影を知る上」でも「またとない資料」として報告されている。

氏の指摘の通り、本目録は、『古今集』『後撰集』『百人一首』『詠歌大概』及びその注釈書・伝授関連文書といった所謂「歌書」のみならず、『伊勢物語』『源氏物語』及びその注釈書といった物語類をも含む古典籍目録の様相を呈しており（和歌に関わりを有する典籍や歌学伝授の軌跡を伝える文書類を掲載するといった意味では、広義の「歌書」目録と言えよう）、重代の歌人を輩出した中院家の学芸を支えた古典籍の一端を垣間見させる資料と言える（但し、『源氏物語』等の極一部に、第十四代・通勝の書写例が確認されるが、掲載される書目の多くは、第十七代・通茂、第十八代・通躬時代に書写されたものが多く、中院家累代の典籍・文書類の蓄積全てを記すというわけではない）。^⑤

書目の各項目は、「一 古今集註 北畠親房 中院通茂寫 壱冊ミノ本」のよう、作品名・書写者に関する情報・冊数・装丁の順に記され、統いて奥書・識語等の文面が詳細に転写されている。掲載される典籍・文

書類は、その殆どが、現在、中院文庫・中院文書として保管される資料に現存の確認ができる、その略解題としての価値も多大であるが、参考に聊か注意を要する記述もある。第一に筆者名に関する注記であるが、これは、奥書・識語に筆者名が記される場合は、それに従つては、それ以外の殆どは、採録者の認定によると思しい。恐らく筆跡による判断と推考され、中院文庫・中院文書に現存する典籍・文書類と対照すると、その認定には首肯すべきものも多いが、判断を保留する例もあり、断定には不安の残る例も若干存する。書写者の認定は、筆跡面の検討を含め今後の課題となろう。二点目は、装丁に関する注記であるが、「粘葉」と記されるのは、現在通用する「粘葉装」（料紙の背を糊で接着し綴じる装丁）のみならず、現行では「列帖装」或いは「綴葉装」と称される装丁も含めて用いられている。三点目には、掲載範囲に関わる点で、本目録に記載がありながらも現存の確認ができない例や、逆に現存しながらも記載の無い例も幾らか認められる。従つて、本目録を以て、現在の中院文庫・中院文書の目録に変えることはできないが、前者の場合は、中院家旧蔵資料の嘗ての姿を窺うのに、後者については、その伝来過程の追尋にも有益な視座を提供すると思われる。

翻刻に当たっては、京大図情サ雑第〇二一〇五二号による翻刻許可を受けた。御高配を賜った京都大学附属図書館に深甚の謝意を申し上げる。

- (1) 近世前期の中院家歴代と当代歌壇との関わりについては、鈴木健一氏「中院家の人々」(『近世堂上歌壇の研究』汲古書院平8・11) 参照。
- (2) 伊井春樹氏「源氏物語注釈史の研究 室町前期」(桜楓社昭55・11)、井上宗雄氏「也足軒・中院通勝の生涯」(国語国文40・12 昭46・12) 参照。
- (3) 大谷俊太氏「中院通村講・近衛尚嗣記『百人一首講尺聞書』考説(上)」(叙説26 平10・12、「同(下)」(叙説27 平11・12) 参照)。
- (4) 抽稿「中院家旧蔵古今和歌集注釈関連資料考(二) — 中院通茂・中院通躬・野宮定基との関わりを持つ典籍を中心に」(詞林26 平11・10) 参照。
- (5) 詳細は、注4の抽稿参照。

〔凡例〕

- 一、底本に忠実な翻字を心かけたが、通読の便をはかり、一部の略体字等を通行字体に改め、句読点を私意により補つた。なお、底本の転写の際の写し誤りが想定される場合も、私意による修訂は加えず、底本のままとした。
- 二、底本の意図的な改行は継承したが、その他の物理的制約による改行は継承せず、字配りも底本どおりではない。
- 三、改頁箇所は、『(1丁表)』のように記した。なお、底本には、奥書等を掲載する際に、改丁箇所を「」で示す場合や、()を付す注記があるが、これらについては底本の形のまま記した。
- 四、底本には、頭注が書き入れられた箇所がある。それらは、各項目の末尾に、【20丁表頭注】のように位置を付記して記した。
- 五、底本には、花押・印記が転写される箇所がある。それらは、花押・印と示した。

【翻刻】

- 中院家寄託歌書目録』(表紙)
中院家寄託歌書目録』(扉)

古今集註北昌親房 中院通茂寫

壹冊ミノ本

此注則後村上院正平年中仰於中院入道准后親房公而被注。仍宗匠二条院拾於諸家両説所注也。則先師中書大王宗良親王匠為世卿外孫校本也。烏焉馬謬雖有之先写留了。重可加校合者也。加一見而上奏令相傳之畢。

雲子积竺源惠梵

應永卅二年臘月廿八日於燈下終写功畢。斯注本相傳當流口傳等書加隨分爲證本之處依令失脚而重拭老眼馳禿筆訖。此本未校本也。烏焉馬謬雖有之先写留了。重可加校合者也。

写本ニ云』(1丁表)

以竺源自筆本写之。

嘉吉元年六月廿九日

竺源叟書行年六十五

申出彼御本書写校合畢。

文明十七年 月立春日

法眼英全判

此抄出者烏丸亜相資慶卿所持之本也。与当流之説各別之物也。雖不足信用又可成助力事多。仍借請之所写留也。今記其子細

二

備後鑒而已。

貞享第三仲秋初二

古今序註秘書

讀進候趣無相違。

此一冊者以宗祇法師聞書之一卷写之。最可為證本者也。』(1)

丁裏

明應六年霜月廿三日

一日半日二書之。麤可清書者也。文字アル分三十枚也。此本
卷物也。紙數四十半枚。此外一枚チクシロ也。又表紙紫也。
緒アヲクミ平也。

此序聞書平常縁宗祇法師令相傳之本也。余相承之日写之訖。
子細猶載奥者也。

永正元年七月五日

參議藤原判

実通判

右写本者徳大寺入道相國御自筆御判在之者也。令懇望一覽之
次写之。進而可清書者也。尤々当流無相違。可秘奥々々。

朱書同御本在之。

五

前関白太政大臣御判牡丹花判

一一條禪閣古今序注抜書。

此注ハ一條禪閣御注ニアリ。此段抜書之。聖頌

ヲ寫シ添ヘタリ。

鉢訓抄

二冊ミノ本○卷頭ニ「古今和哥集聞書 文亀元年辛酉六月七日已刻始」(2丁

裏)之。同九月十八日令成就了。于時祇老師八十二歳。講尺
予二句餘而請之」注ハ定家卿ノ奥書マテアリ。坤巻ノ奥ニ予
此集傳受之儀於越後府中、自然齋宗祇旅館文亀辛酉六月七日令
始行。同九月十八日終功訖。

文亀元年九月日

宗碩在判

後年又宗祇老聞書引合、不審之所少々書改之畢。

古聞

下巻ナリ

○上巻ハ序、十、廿卷。首ニ朱書。

文明十三九月廿六日

三冊ミノ本

奥書

所一見存分無相違。尤以無比類者歟。』(3丁表)

文明十四年春正月日

宗祇花押同十九年未六月重聞此說加筆畢。

延徳武庚年三月又聞、序、十九卷說了。

花押

全部四十三ヶ度傳授之。哥数千百一首。』

三

亞槐散木源花押一冊半紙墨付
四十三枚

常縁判

常縁判

丁裏

明應六年霜月廿三日

一日半日二書之。麤可清書者也。文字アル分三十枚也。此本
卷物也。紙數四十半枚。此外一枚チクシロ也。又表紙紫也。
緒アヲクミ平也。

此序聞書平常縁宗祇法師令相傳之本也。余相承之日写之訖。
子細猶載奥者也。

永正元年七月五日

參議藤原判

実通判

右写本者徳大寺入道相國御自筆御判在之者也。令懇望一覽之
次写之。進而可清書者也。尤々当流無相違。可秘奥々々。

朱書同御本在之。

所一見存分無相違。尤以無比類者歟。』(3丁表)

文明十四年春正月日

宗祇花押同十九年未六月重聞此說加筆畢。

延徳武庚年三月又聞、序、十九卷說了。

花押

全部四十三ヶ度傳授之。哥数千百一首。』

○奥二

一 古今集尺二在之秘説。

一 古今序ノ詞ヨミヤウ清濁。

古今内聞書

聖碩花押 (2丁表)一冊半紙墨付十八枚古今序註秘古今序註秘

僧肖柏免一覽間於閑窓写之訖。最可謂二条家秘説。不可有外見者也。

如件本加朱点校合畢。

永正八年春二月十一日

前閔老人

○中卷八一ヨリ九マテ。卷首二朱書。

文明十三辛丑八月十八日於種玉庵受之宗祇禪師。

奧書』(3丁裏)

同十九未夏之間重聞此集説加筆畢。

花押

奉加一覽畢。無比類者也。

文明十九年六月日

宗祇
花押

明應五丙七月上中旬之間、以祇公聞書加筆也。

花押

文龜三亥孟春從十一日至仲春二日覽之。重見合祇公聞書加筆畢。爲源頼則讀之時也。

永正三寅自八月至九月卅日、爲真存法師(友弘同聽)讀之。

花押

僧肖柏免一覽間於閑窓写之訖。最可謂二条家秘説。不可有外見者也。

如件本加朱点校合畢。』(4丁表)

前閔老人
花押

○下卷八十一ヨリ十九マテ。卷首二朱書。

文明十三九月三日

奧書

存分無相違者也。

文明十四曆三月日

宗祇
花押

同十九未夏之上中下之間、重聞此集説加筆訖。

花押

文龜三亥仲春中旬以祇公聞書(素傳)粗書加之源頼則傳授之時也。本云、右七十枚件本五十八枚也。

七 六

古今和哥集注

モト无題。通茂写貳。

三冊ミノ本

古今抄

仁義礼智信

五冊ミノ本

奥書
信卷

上二脱アル貳。

当流二条家玄済之義也。

延徳四年壬子十月廿六日

法印堯惠

此集三条西殿駿州御在國之中令傳受之書写之者也。

永禄十年卯初冬日

孝甫

顕注密勘

天地人三冊ミノ本

(5丁表)

(人卷奥書)

藤原在判

承久三年後十月十二日書畢。

空

此草子先年於嵯峨中院雖披見不能書写。○送年序不慮以^マ本上中一帖八自染筆畢。下帖聊依有違例事以他筆終功了。土代雖為他抄令彼勘付又当家秘口傳也。改可秘藏者也。

九

爲明抄

○各卷ノ頭二「傳受講議爲明記之」トアリ。

第一冊奥書

雖有恥惡筆如傳本令書写供則日讀合畢。

寛永第九三月十日

志水永翁

弘安三年八月四日書写同一校畢。

三代撰者末孫和哥末学

私寺門法眼為家子也
慶融在判

以此抄榮賢法師本書写校合畢。但彼本雖不審多以推量写付之。

相尋他本重而可加校合。件本者三帖也。雖然写一帖上卷者愚染筆中下者謔他人書写者也。』(5丁裏)

桃花末葉御判透写之者也。

内大臣藤原御判

以後成恩寺自筆奥書本書写校合加朱点畢。不審猶多不及盲見者歟。

【5丁裏頭注】(地卷奥書)

以他本一校畢。觀應二十二傳領之。藤在判

康暦二年十月二日傳領之。在判

又按之。応永十九年卯月三日

同廿四年五月十八日書之。

同ノ壬五月廿六日校合之也。

応永卅年菊月十五日於燈下馳筆。

同十六日酉一点一校了。

(以上十六ノ古写本ニテ校ス)

七冊ミノ

古今和哥集兩度聞書

文明三年正月廿八日戌刻始之。同四月八日午時成就畢。

又六月十二日巳時始之。七月廿五日巳刻功成畢。

後之度乃聽聞者上總國大坪基清懇望之時令同聽了。』

前閔白御判

明應七年八月廿六日校合畢。

葉雪判

田丸西信老』(6丁表)

第二冊奥書

令讀合落字等書入畢。

古今抄

(知卷奥書)

讀進候趣無相違。

此一冊者以宗祇法師聞書之一卷写之。前可為證本者也。

明應六年霜月廿三日

大方スキウツシ置ナリ
前閔白花押

一日半日二書之。軫可清書者也。文字アル分三十枚也。此本

卷物也。紙數四十半枚也。此外一枚チクシロシ。又表紙紫也。

緒ハアヲクミ平也。

【勇卷奥書】(6丁裏)

此集傳受之後宗祇禪師被注此一帖常縁披見之。少々加筆者也。尤爲門弟之隨一。仍爲後證加此詞畢。

文明四年五月三日

平常縁判

常縁判

右此一冊者近衛殿太閤尚通以御自筆之本写。是尤可爲證本者也。

享禄五年三月十四日

法印判〔7丁表〕

十一 古今和哥集注 モト无題。通茂筆。一冊通躬写歟。

八冊ミノ

十二 古今集聞書 モト无題。通茂講、通躬筆歟。

五冊横本

第五冊奥書通茂自筆。

右古今集聞書所令講談一々無相違。少々聞謬之所々一見之次

令改正者也。

宝永四年九月十三日

前内大臣花押

十三 古今和哥集聞書 称名院公條講、通茂写。天地人三冊横本

三冊横本

人卷奥書

右古今和哥集聞書称名院右大加州羽林綱利朝臣公筆所持之本也。今投之被請奧書之間、文字行數等不違一字瞻写之前本者鳥子半切一。冊也。今分爲三帖。終書

功序、物名、大哥所等闕之。以上三卷先年借（7丁裏）請

烏丸亞相資慶卿本書写之。称名禪府自筆也袋草子。今至予手令全備之。年来之本望達于茲何幸如之乎。不堪其感悅聊誌其旨趣而已。

貞享二年孟夏仲四

特進源花押

十四 古今和哥集

一冊粘葉

十五 古今和哥集

一冊粘葉

十六 顥注密勘

○古写。

○下卷奥書 慶融奥書ハ署ス。

本云、元弘二年四年四月十二日書写畢。

古今序註 ○モト无題。通茂記歟。

一冊横本

十七

傳心抄

元亨利貞四冊ミノ〔8丁表〕

十八

○元卷奥書

亞三台判

一覽了。

○貞卷奥書

天正二三月七日於春日社西屋終功畢。

傳授之聞書三冊具令讀合了。誠如合符節可謂末代之素運者也乎。

十九

古今抄

五冊ミノ

○零本歟。四季序物名ノミアリ。

在判

建武二二年二月一日

永正十二年八月十一日書夜写終。堯空

古今序抄

一冊ミノ

為家○通茂寫

文永元年六月十五日終功了。

一冊花押〔8丁裏〕

このとねに

在判

このとのは

在判

このとのは

在判

このとのは

在判

布留曾加志

一

是一冊古今集中院大納言爲家卿真筆奥書判形等歷然。尤爲無双之奇珍。奥三篇和哥是又 蚊蠅蟠龍蛇字勢絕妙者也。爲後證

記之而已。于時永祿第二菊月中候。

称名野积花押

右奥書之本、從永井伊賀守尚庸被見之間、写留之。爲家卿之

抄物誠以珍奇之物也。可秘藏之矣。

寛文十三年仲秋初五

光禄大夫花押

廿一 古今集序注

宗長法師以自筆本逃右筆令書寫之。

一冊ミノ』(9丁表)

廿二 古今序註

下書○通茂下書也。

一冊ミノ

廿三 古今秘注抄

目録○作者目録。

一冊粘葉半紙大。

廿四 古今作者目録

一冊ミノ

爲備將來證本不顧不堪手跡以相傳本令書寫之進上集數反旧本

校合畢。居此家輩莫失迷志猶將尋貞應証本者可加勘校而已。

下野守平常縁

本云、此古今奉附屬尋守上人畢。

文和二年三月十八日

西方行者頓阿

此集端一兩枚染筆奧逃积円雅新續古今隱名作者所令終功也。』(9丁裏)

以相傳之本加校合畢。可爲証本者歟。

嘉吉三年十二月廿七日

和哥所老拙法印』

此集東下野前司常緣法名素傳真跡無疑。可爲道之至宝也。

槐陰桑門逍遙叟

廿五 傳心抄抜書 ○通茂等

奥書

此集一部之說傳授之間書三冊并序分一卷面授口決證明之奧書等別紙在於草本爲後証令抑留者也。

數日相對而具令讀合証。其義誠以合府節。雖班馬何及之。併

廿五 傳心抄抜書 ○通茂等

廿九 傳心集 ○通茂等

天正丙子歲小春吉辰

権大納言

光禄大夫花押

右一冊申請照高院宮道晃親王御所持之傳心抄書之。彼本之中』(10丁表)愚本無之所拔書之畢。於青字者彼宮被窺後水尾院

條仰之旨被注之云々。押紙又彼院之御本照門御本以後水尾院御本被寫之所被押

歟。今一見之以為後證聊所加筆也。

元禄十三年沾洗念五

亞槐老散木花押七十歲

廿六 明疑抄

○モト无題通茂等

△此集一部内面授秘決。『号明疑抄

』爲家卿抄也。

自此一卷者以爲世卿之真筆令終書寫校合訖。寔是一流之明珠

抑又累葉之重寶者乎。

于時康正元年十一月七日 平常縁

前亞槐源花押

右抄号明疑抄爲家卿抄云々。以宗祇法師本写留之。穴賢不可

外見之。此内口傳等有之者也。』(10丁裏)

至徳二年五月六日 権大納言藤原朝臣御判

右一冊先年申出後西院御本所々書写也逍遙院。今虫拂一見之

次加後證者也。

元禄十三年七月初四

前亞槐源花押

傳心集 ○切紙集也。

一冊ミノ

廿七 傳心集 ○モト无題。

一冊ミノ

廿八 傳心集 ○モト无題。

一冊ミノ

古今伝受日記 ○通茂。

一冊ミノ

古今和哥集聞書

一冊ミノ

右寛文四年五月後水尾院御講談聞書也。特進花押

延宝八年二月廿二日 主上古今御傳受御所望之事、日野亞相、予爲御使參新院申入了。可有御相談法皇之由也。』(11丁表)

廿八日參新院先日之義窺之處、去廿四日御相談法皇之處、御傳受可然之由也。然而遮而非被仰之事之間、御延引之由也。

參內新院仰之旨言上了。

三月

九日、向戸田越州与日野同道御傳受之事談了。

此間卅首御沙汰也。左府又此度御傳受。仍同被詠之。

御製題先年御傳受被遊之時法。皇新院所被遊之題。左府別題也。

四月

八日、召日野、予被進三十首於新院御方中高禮紙卷物也。高七八寸斗也。進置退出了。

廿六日、ムシ召新院、主上三十首御添削被遊之別紙橫折拜見了。則御詠

草』(11丁裏)被相副被返進之。持參之左府今日參院詠草被下云々。

□參新院御滿足之由申入了。退出之御傳受日限事申入了。

五月

□御傳受日限來月六日勘之由以女房文被仰合了。

六日、陰。於押繪間常御所東也已刻有御講談更不及文字讀春上ノ分也。法皇少時御出座。主上左府其外日野予也。他人不參近邊。七日、時々雨。辰半刻、今日新院御幸。春下有御講談。

八日、雨。辰刻、御講談夏秋上至躬恒哥。

九日、辰刻、御講談秋上了。	十一日、巳刻、御講談秋下了。
十一日、辰刻、御講談冬賀部了。』(12丁表)	十二日、大樹被薨之由申来。其後御延引。
此後○以下ナシ。	
卅一 古今聞書 ○通茂筆。三十号ノ下書歟。	四冊 橫綴
卅二 發明傳心一 ○同筆。切紙伝ノ聞書。草稿ナリ。	一冊〃
卅三 聞書草稿 ○モト无題。同筆。古今第二十一大哥所ノミ。	一冊〃墨付一葉
卅四 古今抄抜書 ○同筆	一冊半紙
卅五 聞書草稿 ○モト无題。同筆。書中ニ寛文五十九一年アリ。	一冊半紙
卅六 古今集講談座割 ○モト无題。通躬筆	一冊 橫
卅七 古今集講談 <small>正徳四年九月座割</small> 哥數等之事。	一冊〃
卅八 古今集聞書 ○モト无題。通躬筆。零本。	一冊
卅九 古今集序聞書 ○モト无題。通躬筆。零本。	一冊
四十 古今集聞書 ○モト无題。通躬筆。下書歟。零本。	一冊
一 古今集注下書 ○モト无題。	一冊
二 哥道問答下書 ○モト无題。通茂筆。	一包バラノ
三 古今序注 ○モト无題。通躬。零本。	一冊ミノ
四 後撰和哥集	一冊極小本

或先達說云、此集作者名等頗以狼藉。故者公卿三位以上多書

姓名朝臣計、又女哥等多書如童名物。枇杷大臣哥書業平朝臣名。此等之類後人多成不審。或以今案推而書改。此事不可然。只存此集之習由、不可改直歟。上古事暗難決、只可用旧本之說。』(13丁表)

可爲末代證本之故、以參議定家所持令書寫也。於勘物者少々加之了。

五
後撰和哥集

○朱ト藍ト二色ニテ校合セリ。卷末ニ朱ニテ一校了(寛永甲戌後、
トアリ)。

○墨字奥書

入道中納言定家卿奥書云、

此集本目不慥本ノ之説、甚以相違、云哥詞云作者大畧不同、所詮更不存自他之差別、只可隨後學之所好歟。互不可棄之。

入道民部卿為家卿奥書云、

建長四年卯月中旬、以家本令書写可備證本。』(13丁裏)

前亞相戸部尚書藤在判

故殿奥書云、

此本次第見去年奥書、今度被付一合之本説、自身校合了。猶不審事相残。尋申戸部可決定。永不可外見之。

建長五年十一月廿二日
右兵衛督在判

以行成大納言自筆之本被校合、少々直付之了。猶有不審之事等尋古本可令治定也。

正安二年五月廿日

前參議戸部尚書判

或説

古今

題しらす よみ人しらす

後撰 題しらす よみ人も』(14丁表)

拾遺 題よみ人しらす 秘説云々。

○朱字奥書

天暦五年十月晦日於昭陽舎撰。爲藏人左近少将藤原伊尹、別當寄人讚岐大掾大中臣能宣、河内掾清原元輔、学生源順、近江少掾紀時文、御書所預坂上望城等也。謂之梨壺五人。

御筆宣旨奉行文。謙徳公 順

天福二年三月二日庚子、重以家本終書功。于時頽齡七十三、眼昏手疼寧成字哉。

同十四日、令讀合之。書入落字等訖。

右親衛藤亞相者當世之賢士大夫也。雄鋗在腰拔則秋霜三尺、雌黃自口吟又寒玉一声。逆于跪彼仙殿之綺筵御此。』(14丁裏)
神筆之綸命、天下弥知忠不 艷情相兼之臣。苦難柿本大夫振英於万葉花山僧正馳高興於行雲、而名傳人間之虛詞未賜聖上人之真迹。見今思古斯哉希哉。于時天暦五年歲次辛亥英初換之月朱草將盡之期也。

此集謙徳公藏人少将之時奉行之由見此文。萬壽按察大納言筆定爲證本歟之由致信尋出彼本校合二十卷也。無指珍事近代説二相異事等以朱注之。

さくさめのとし 或抄。於此本者全不異他。仮名二丁年と被書。

あとうかたり あとかたりと被書。

そよみともなく とを山すりのかり衣

両書如此。

』 (15丁表)

作者 宮少将 此本如此。

おほつふね

又如此。

はちす葉のうへハつれなき

あまのまでかた 如家説。

北野行幸 みこしきをか おほむこしきをか、と被書。

陽成院のみかとのおほみうた

つくはねのみねよりおつるみなのかハこひそつもりてふちとなりける

はるすむのよしなはのあそむのむすめ。さかのうへのこ

れのり

天福二年四月六日校之。

世間久云傳之説。

題しらす よみ人しらす 古今如此。』 (15丁裏)

題しらす よみ人も

後撰。

題よみ人しらす 拾遺抄如此。

亡父命ニ此説不定所也。被書送院之本皆如古今被書。今

見此本果而如古今。如此事只後人之所講歟。

元亨四年十月十四日、以家説授淨弁律師了。前垂相判

○藍字奥書。

承久三年五月廿一日、午時書之。

此集無尋常之本爲備後輩之所見。今日書写之同廿六日書始之。此本重書写已四ケ度。

一本進仁和寺宮。一本前攝政殿。一本付属嫡女。』 (16丁表)

一本傳于嫡孫。

三ヶ年之間、凌老眼五度書之。

此集故者公卿皆書名朝臣字古今又。此集也。枇杷左大臣哥恋部伊勢贈答。書業平

朝臣名。如此事後代之人或推而直之。是非書写之誤此集本説也。不可直改。

作者名字等家々本多相替。隨所受之説書之。

同譯入兩部古今哥加入。如此事只隨本也。

嘉祐二年六月十七日書写了。同廿一日校合了。

散位藤原長綱

仁治元年十一月三日書写畢。

寛元二年六月廿日校合了。』 (16丁裏)

已上此本奥所記如此。

以京極中納言自筆之本一校訖。相違事等以朱注之。但作者註并奥書等者不及校合。

拾遺和哥集 一冊粘葉半紙大

貞應二年九月十一日辰刻、以家本重書写之。

戸部尚書藤在判

同夕令讀合了。書入落字。

此集世之所傳無指證本多以狼藉。仍以數多之旧本校合。彼是取其要。猶非無不審。

入抄哥合点訖。重見合抄。

抄哥五百九十四首。上 二百三十五。下 三百五十九。』(17丁表)

其中第七 恋上

中納言師氏

思つゝへにける年をしるへにてなれぬる物ハ心なりけり

或本無云々。此哥入後撰云々。以無可爲可歟。

第八 恋下

題しらす

赤染衛門

わかやとの松もしるしもなかりけりすきむらならハたつねき

なまし

集本無
在此哥上

杉たてるやとそ人は尋ける心の松ハかひなかりけり

本無。此二首集不見哥也。

五百九十二首集抄無相違。

拾遺抄哥。』(17丁裏)

春 五十七

夏 卅二

秋 九

冬 卅二

賀 卅一

別 卅四

恋 上

恋 下

見 七十五

一首集不見。

雜 上

百廿二

雜 下

八十六

已上五百九十四首』

正和三年三月廿四日、以京極中納言入道定家自筆本書写之畢。

件本京極大納言入道爲兼所借送云行賦云文字仕難爲一事不令遵彼本始自廿日至廿四日五箇日之間書写之。自同廿五日至閏三月二日、三ヶ度令校合畢。此道重宝也。更不可免外見矣。』

(18丁表)

法印權大僧都花押

本草子色々紙下繪書之。上下帖一帖複之行之上下以外

相迫者也。無別表紙假表紙書外題。』

此一冊以相伝天福本_{定家卿}真筆_御令校合之處、依爲貞應之本少々相違之分以朱書付之畢。尤可爲貞應天福証本而已。

天正十六年六月七日

羽林良爲滿_{花押}

拾遺和哥集

○通茂写。

一冊_{粘葉半紙大}

天福元年仲秋中旬、以七旬有餘之盲目、重以愚本書之。八ヶ日終功。翌日令讀合訖。

此本付属大夫爲相

頬齡六十八桑門融覺_{花押}

此集世之所傳無指證本。仍以數多旧本校合彼是取其要』(18

丁裏) 猶非無不審又算合抄之証本。

抄哥五百九十四首。上 二百卅五。下 三百五十九。』

其中

中納言師氏

思つゝへにける年をしるへにてなれぬる物ハ心なりけり

或本無。入後撰云々。

題しらす

赤染衛門

わかやとの松もしるしもなかりけりすきむらならはたつねき

なまし

此二首集不見哥也。

五百九十二首集抄無相違。

拾遺抄哥。○以下前書二同ジ。署之。』(19丁表)

右拾遺集中出定家卿自筆臨写新院御本被召之。所被臨写也。行數字形至書損等不違一点書写之。及數反校合讀合三反。畢。尤以可謂證本。但御本雜賀二枚之奥ある人産して侍一面有白紙。此本誤直書續之。依之奥之礼紙有一枚之相違者也。

延宝五年仲秋下浣

特進源花押

八 僻案抄

往年治承之比、古今後撰兩集受庭訓之口傳。年序已久、雖恐忽忘先達古賢之所注猶非無其失。況依恥管見謬說故不載紙筆。今迫耄及之期顧餘喘之盡、至于愚老之沒後爲散遺孤之蒙昧抽最要密々所染筆也。更莫令他見。 戸部尚書花押』(19丁裏)

【19丁裏頭注】卷末二高松朱印ノ模写アリ。

一冊ミノ

僻案抄 ○古写。朱藍薄墨ノ校合アリ。通茂歟。

本木奥書云
本往年治承之比古今後撰兩集。私此奥書在此所。此本在前於彼所校了。

往年之奥書之次二書之。

此草注付之後拾遺相公一人之外更不令他見。至于嘉祐四年恭依承旧好之綸言、遙付嚮北之雁足。
本第二傳本云
イ本云本不違一字具書写校点了。寧非證本哉。

正應三年九月三日

左近少將藤原朝臣為相判

正安元年六月晦日書写之。

執筆真経六十

是已下本無之文應元年二月之比、賜此秘書。此書是故京極禪閑白抄秘ノ中秘本也。奥書之爲牴牾見嫡ノ外不可見之歟。披此自書老眼遮淚短慮銘肝。自幼稚之昔至衰老之今、好此』(20丁表)道經卅余廻之春秋、自生年十六歲至于積寿五十六練行積年稽古累日、差是答此行業本報其念力神明加冥助佛陀垂加護可。良守滅後亞相禪門末子可傳之者也。不可傳他家故也。昔者山林流浪之修行者踰伽秘密之學者、今者欣求西方之老比丘念佛不退之行人也。

法印大和尚位良守

抑並將禪門雖為不堪之身、已於勅續後撰一首被書入。芳志至以今生微力難報之。其後亦古今後撰等文虫損被奉授剩賜此事實廣却多生之宿緣歟。不知又世々生々恩愛歟。可報可謝報任三密照覽者也。』(20丁裏) 生年五十六拭老眼自書之了。
本云正應二年九月廿九日書写之畢。

此抄物者三代集之撰者民部卿入道嫡ノ相承之本也。兄弟骨肉猶以不被免披覽况他人哉。而先年後室号阿佛房并同腹之子息相与嫡子為民部卿有相論之事。依之就中院亞相欲達上聞。即彼並相以道理之所用及驚上聞。為附此恩德於此事許一見之間雖不得彼免片時之間所書寫也云ノ。中院羽林聊依有契約之事相互不隔織界。然間暫乞請所書写也。云為彼家云為我道努力ノ可慎他見者也。

判

同十月八日一校畢。』（21丁表）

本云
文明第五曆昭陽大荒落孟夏下旬候書写畢。

太枕判

以右本長享元年仲穢下院之候令書写校合訖。秘藏ノ々聊無出國外而已。

仙源□

【20丁表頭注】左傍ニ朱点ヲ加ヘタルハ薄墨ノ校者ノ追記ナリ。（注）

後撰口傳 ○新写

正應元年五月三日、所授右衛門次郎兼秀也。

左衛門尉貞有花押

一冊小半紙墨付十七

拾遺集口傳 ○新写

元亨二年十二月九日

書本奥書年号也。

西山磐木慈寬説畢。

此分ヨリ奥者侍従中納言爲藤卿御口伝云々。

（21丁裏）

正慶元年七月十四日所令授渡 右衛門二郎兼秀也。

左衛門尉貞有花押

一冊半紙

後撰集註爲家 ○内題後撰和哥集聞書注

表紙裏書云、

凡古今拾遺者哥共者かひそろひたる集也。後撰集ハよきかたのよき、わろき哥のわろき、たのみかたき集なりとそ先人ハ申されし。

此書者中院入道大納言爲家所令撰作也。三代集口傳不可有他見而已。

拾遺註 ○通茂下書歟。

一卷ミノ一冊小半紙

五十三 拾遺註 ○通茂下書歟。

一冊粘葉半紙大』（22丁表）

五十四 八代集手仁於葉 ○通茂書。

于時延宝四丙辰五十九於燈下書之。

一校了。

藤原判

右努ノ他見有之間憂者也。平素觀之内。

右一冊借或人本於燈下写之。即時終功了。

元禄四仲秋下澣

一校了。

五十五

後撰以下勅撰集作者 ○モト无題。通茂写。

一冊小本

右聞書照高院宮道晃親王令尋於祖父前内府給云々。申請於彼宮無為写之。所ノ予常以所所聞置之事註之。私云了。

伊勢物語 ○奥二業平、行平、等傳アリ。有當二条后、一冊粘葉小本』（22丁裏）

天福二年正月廿日巳未申刻、陵桑門之盲目、連日風雪之中、

遂此書写、爲授鍾愛之孫女也。

同廿二日校了。

（定家卿自筆或本奥書明應七六年写之

合多本所用捨也。可備証本。不可用之近代以狩使事爲端之本出来末代之人今案也。

此物語古人之説不同。或称在中将之自書、或称伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞花言

葉而已。

戸部尚書花押

五十七 伊勢物語

○右ノ本ニ同ジ書風。定家様。定家ノ自筆本ヲ模シタル也。

五十八 伊勢物語

伊勢物語

一冊 粘葉半紙大

五十九 伊勢物語聞書

伊勢物語聞書

一冊

六十 伊勢物語聞書

伊勢物語聞書

二冊 橫板綴

六十一 伊勢物語聞書

伊勢物語聞書

二冊 橫綴

六十二 奥盡抄

奥盡抄

四冊

六十三 伊聞

伊聞

一冊 橫板綴

六十四 伊聞拾葉

伊聞拾葉

一冊 橫綴

六十五 伊勢物語不審覧書

伊勢物語不審覧書

下書

此一冊、伊勢物語抄共見合御覧ニ仕立召置候得共、所々ニ合

点条兼御尋申立候。夫ニ付文体難被聞召可有御座、其上消所

も』(23丁裏) 御座候。書直不申ニ掛御目候。細々与御引直可
被下候。

○通茂弱年ノ筆跡ニヤ。朱筆ノ分ハ通茂筆勿論也。

五六 伊勢物語御抄

伊勢物語御抄

二冊 ミノ

私云、此抄の内、本注者逍遙院自筆の惟清抄の説也。称とハ、
称名院、逍遙院講談之聞書也。是も称名院自筆也。愚とハ、
後成恩寺兼良公の説也。肖とハ、肖柏聞書。師説とハ、照高

院准后道澄説也。此物語之切紙等口決不殘相傳也。或抄とハ、
数ヶ所持の抄物也。此内、逍遙院、土左の一条へ作進の抄も

ある也。秘抄とハ、口傳ある也。私云とは、周仁今案也。●

清、○濁、此二ツの声ハ、天福本の聲也。○清、○濁、此二
ツ者、私の勘也。』(24丁表)

慶長十二稔小春下澣 従神武百餘代孫周仁述之勅印朱

六十七 伊勢物語聞書 故一位雅章卿聞書

一冊 ミノ

六十八 源氏物語抄 草稿 ○モト无題。桐壷

元禄六年四月廿二日 講談手控

一冊 橫板

六十九 ○表紙二、桐壷(通村)慶長十三六二発起浅井左馬助従巳刻始至
午刻。同三日、従巳上刻至午下刻。一十九冊之内。

七十 同草稿 ○モト无題。桐壷、筈木、空蟬。

○筈木ノ表紙ノ右ノ下ニ左中将通村トアリ。

五下かけろふ

○表紙二、二 揚巻下 早蕨 寛永第五十二三

三 宿木 東屋 寛永第五十二九

四 浮舟 寛永六八廿一

五 かけろふ 寛永第六八廿三

五下かけろふ

同草稿 ○モト无題。又通純力。通村。

四冊 橫板

寳木 寛永七五十八夜

見嘲曉恐怖之間、帰洛之時可加清書者也。

寛永第十二^亥曆弥生十有九日

重而可加校合者也。

九十六 百人一首御抄 後水尾院。○通茂筆。

二冊ミノ
一冊横板

九十七

百人一首御講聞書 ○通茂筆。モト无題。

一冊横板

第一丁ノ右ノ肩ニ寛文元五六トアリ。奥二、

此一冊往年後水尾院御講議聞書也。飛鳥井羽林雅直朝臣』(29丁表)相談不違彼御詞書之。御講之後、日野亞相弘資卿、烏丸亞

相資慶、白川三品雅喬等參會。兩人聞書校合。漏脱之所々彼三卿聞書加之。遂吟味令清書之終其功。此事達仙洞叡聞。頻依被仰下當春進上之。以宸筆被遂書写被返下。今見之如候御講之席末代之奇珍何物如之乎。雖然非可觸他人眼之物。深納箱底不可出困外矣。

元禄十二年八月上浣

特進花押
一冊ミノ
一冊横板

九十八 百人一首御講聞書 ○通躬筆。草稿。モト无題。

元禄十五年九月十六日晴。仙院百人一首御講談也。午剎計出

御小御所上段御立鳥帽子。御立鳥帽子。御立鳥帽子。向御見臺給。聴聞之』(29丁裏)

輩於中段群居家君、葉室前大頼孝、東國前大基量、清水谷前大実業、庭田前大重條、清閑寺前大熙定、園中基勝、下官、風早前中寒種、前平中時義、藤谷前中茂、右兵衛督共方、左衛門督雅豊、宰相中基長、押小路前子公音、竹内二惟庸、堀川三康綱、花園三

公晴、治部卿爲綱、武者小路三実陰、東久世三博高、風早三公長、

九十九

百人一首御講聞書 ○モト无題。前号ノ清書。

一冊ミノ

此百首者和哥之骨髓二条家之眼目也。仍自古来往々雖注之有

菅二長義、輝光朝臣、定基朝臣、公澄朝臣、通夏朝臣、有慶朝臣、爲信朝臣、公緒朝臣、実岑朝臣、爲久朝臣、惟永朝臣、朝尚、雅季等也。

天智天皇 持統天皇 柿本

右作者哥等有御地讀。小倉山莊色紙形之事被遊之。』(30丁表)

次作者傳哥等被遊了。已上三首。

同月廿一日晴。自山辺到河原左大臣。已上十一首。

同月廿三日。自光孝天皇到凡河内。已上十五首。

十月九日。自壬生忠到朝忠。已上十五首。

同月十一日。自謙德公到和都式部。已上十三首。

同月十四日。自紫式部到匡房。已上十七首。

同月十五日。自俊賴朝臣到皇嘉門院。已上十五首。

同月十七日。自式子内親王到順德院。已上十二首。

今日依御満座賜供膳也。

御書院御床被懸定家影信寒筆。讀かたふく月のおしきのみかは、上句色紙形相残文字。不見筆者世尊』(30丁裏)寺行忠也。

爲廣卿有證文一卷。哥云、世にこゆることはの波のすかたそとあふくもたのし和哥のうら松、トアリ。奥書アリテ、永正一年一爲廣、トアリ。

○右一紙書中二挿入セリ。

未尽事等歟。今披数卷之抄、從其善說粗加了簡、於人之系圖已下聊考本書改之。猶以閑暇之日可再校而已。

元禄九年五月十一日終功。

此抄元禄十五年九月十月兩月之間、講談之節令』(31丁表) 点校改正者也。

百人一首抄 ○通勝筆。

勅印 一冊ミノ

此百人一首之注釈近代往，在之。或繁或畧或異或同。仍難一決。而此百首者道之所伝、和哥之骨肉、學者之肝心云々。依之且任師說又加取捨爲一冊。作者之系譜等也足軒被勘加之。依繁多畧事等在之。未決之事者替閑之連、閑暇之時、猶可補之而已。

于時慶長元年鑑天晦日對雪夜、寒灯敲窓下之凍硯記之。

丹山隱士判

此抄予爲書生次書寫校合訖。勿許外見矣。』(31丁裏)

〔印〕慶長第二丁酉孟春下澣

百人一首抄 ○モト无題。通茂自筆。

一冊小粘葉

此抄先年以後水尾院御抄、後十輪院殿御抄等所抄出之也。其後此事忘却又更令抄出於一本小本其義大概可相同歟。暇日考兩抄加吟味可令清書者也。

元禄第十三年春下澣

特進水花押

百人一首私抄 ○通茂自筆。

一冊小横

元禄第十大簇之始、有講談懇望之仁、而雖企此抄出咳喘之痼

病無其隙之故執筆之中絕及度、而今雖季春立夏之暖、沾洗下漸竹筍生之候、終以遂其功。定而僻說謬字可爲繁多歟。吟味再三之後令清書』(32丁表) 納箱底、可傳後葉者也。

亞槐散木源花押六十七歳

別勘 ○通茂自筆。前号別勘歟。

一冊小横

遠情抄 ○百人一首ノ抄。

一冊横

右宗祇抄聞書也。東常縁一覽之處、称神妙之由、号遠情抄。書銘与之云々。此本則所押彼銘也。先年講談之後、予聊雖有抄出之事、重而借請此本令書写者也。

禁裏本云、明應四年三月十八日
以逍遙院自筆之本写者也。

在判

文禄四年二月廿日

自神武百餘代末孫

和仁廿五才
注私記

百人一首抄

慶安第二 抄之。於御前講之。

二帖小』(32丁裏)

聞書詠哥大概注百人一首未來記三部書注私記

百人一首抄

桑門泛梗

一冊ミノ

右此三部者称名院殿御講尺聞留分記之者也。概有子細取除別二書之。此内詠哥大

又其以後大納言実枝聞合之也。 永禄三年四月下旬書之。

桑門泛梗

詠哥大概抄 ○モト无題。通躬筆。

一冊ミノ

遠情抄 ○詠哥大概、未來記。

一冊ミノ

本逍遙院三條西殿御奧書。

此抄者宗祇法師聞書。東常縁号遠情抄各与銘云々。予相伝之後雖未出他所感數奇之器量所授之也。努々不可許外見而曰。』

(33丁表)

永正四曆仲夏日

亞槐拾遺臣

本、右双紙秘旧友懷中、不許世詞花言葉、閑話折節立不審問不答、任經日譲掠取披見之友仁不叶与予不恥老眼不思人口書写無隙魚魯誤落字咎令感神慮志給。

天正十六年卯月三日

百十五

詠哥一躰 ○通勝筆。

百十三

詠哥大概抄 ○モト无題。通茂筆。

一冊ミノ

本、右一冊者予不慮三井寺金乘院滯留刻書写者也。落字以下不及一校者也。

天正十八年三月五日

報恩院
源俊
花押

百十四

頬齡亞槐老散木源 花押七十二才 (34丁表)

一冊ミノ

此一冊冷泉羽林爲尚卿御本書写之。去年歟借請之今日及暮書終之十二校。彼本不審繁多之間、不及校合返遺了。

元和八沽伸二

羽林親顧 (33丁裏)

百十五

頬齡亞槐老散木源 花押七十二才 (34丁表)

一冊ミノ

百九 詠哥大概聞書 ○モト无題。通明。

一冊半紙板

百十六

萬葉集長哥載短哥字之由事 ○通茂若干年ノ筆力。一冊ミノ

一冊ミノ

内二「詠哥大概元禄八十一発端。於仙洞御會間御講談。」トアリ。

一冊横板

百十七 武家尋問條 ○通村ノ手控也。

一冊小

百十 詠哥大概序元禄三九廿一返答之。元禄八十一発端。○通茂。

一冊ミノ

百十八 武家尋問條 ○通村ノ手控也。

一冊小

百十一 未来記雨中吟御抄 ○通茂写。

一冊ミノ

百十九 武家尋問條 ○通村ノ手控也。

一冊小

此未来記并雨中吟抄者以遠情抄爲根本。以師說加詞者也。愚鈍誤等睿智妙達之人可有改正者也。

從神武百餘代孫周一

歌集 ○モト无題。通茂ノ集。自筆。

三冊粘葉半紙大

慶長十二穀端月十八日終功了。

此深秘兼俱卿相伝四条一品。彼一品傳受左金吾。彼金吾所傳之畢。誠以唯受一人口決也。

者也。

文明十八年十一月九日

權中納言藤原朝臣

前博陸候花押』(35丁表)

百廿三
家伝秘訓
松堂閣土草之。

一冊ヨコ板』(36丁表)

雜記 ○モト无題。通茂筆。
百廿一
聞書 詩講 寛文十二五十八始之。道己講。○通茂筆。

百廿四
禁秘抄抄
○モト无題。零本。

一冊ヨコ板

百廿二
飭抄 ○通茂若年ノ筆歟。

百廿五
詠曲秘説
○元禄十五年八月十二日奥書アリ。

一冊

百廿三
本曰、此抄者通一卿抄也。

百廿六
天尔遠波切字抄物
○モト无題。

一冊

元亨二年五月五日、以六条前中納言之本書写畢。不可外見。

吉田内府権大納言判

百廿七
同 同。

一冊

延文二八六以前相國本校合之。文字誤等直之畢。

故中納言藤判

百廿八
同 同。

一冊

此一卷、土御門大納言殿御抄号飭抄也。御自筆正本至愚老相傳秘藏了。而應仁已未兵乱仁和寺坂本比叡山等所ノ雖預遣終

百廿九
内外秘哥抜書
○通茂筆。

一冊

以紛失歟。子細難書迷者也。仍此』(35丁裏) 本借請按察卿親

百三十
古今新御抄外題
宸筆。

一冊

長卿忍老眼之不堪手自写之細字不見解只任筆了。子孫堅可停止外見者也。

百卅一
三条西公条筆蹟
色紙。

一枚

文明十八年三月六日調料紙一枚許染筆。同四月十一日終功了。此内不染翰之日十五六日也。

于時前内大臣 徒一位源朝臣御判

百卅二
三条西公条源氏物語奥書写

一通

此外臨時公事衣抄雜衣抄并羽林竜籠鶴抄本朝沿革礼等仁王會抄
皆此御抄也。一時紛失惜哉。』

百卅三
東常縁伝授状案
○短哥ノ事

一通

右借請中院前内府通公本餘暇之次、速々染筆了。不可外見

百卅四
細川幽斎誓紙案
元龟

一通

百卅五
中院通勝誓紙案
天正十六年十一月廿八日細川幽斎宛。

一通

百卅六
細川幽斎傳授狀
慶長九年六月中院通勝宛。

一通

百卅七
細川幽斎傳授狀
慶長九年五月。

一通

百卅八
法印祐託傳授日次勘文
慶長九年五月。

一通

百卅九
木下勝俊誓紙案
慶長九年八月十五日中院入道家宛。

一通

百四十
三条西実條誓紙案
慶長九年閏八月十一日細川幽斎宛。

一通

百一 切紙十八通	慶長九年五月三光院寒枝○但シ十五通ノミ。	一通
百二 切紙六通		
百三 中院通勝源氏秘抄奥書案	慶長十三年八月十一日。	十五通
百四 中院通勝傳授状	慶長十五年三月廿四日中院羽林宛。一通	一通
百五 御誓紙案	一通	六通
百六 御誓紙案	一通	
百七 源氏物語切紙	○包紙二万治三五御伝授宸筆トアリ。三通	
百八 伊勢物語切紙案	永正十六年五月十八日前太政大臣。一通	
百九 詠歌大概切紙	照高院宮代筆也トアリ。御伝授切紙四通	
百五十 詠歌大概切紙	三通	
百五十一 後水尾院女房奉書	寛文五年正月十一日中院大納言宛。○御傳授之事。	
百五十二 中院通茂誓紙案		
百五十三 中院通茂誓紙案		
百五十四 切紙十八通	一通	
百五十五 切紙六通	一通	
百五十六 切紙預狀	○後水尾天皇宸筆也。	
百五十七 古今不審	○中院通茂ヨリ後水尾院二御伺セシモノ。院ノ御加筆アリ。	
百五十八 覺	○中院通茂伝受聞書ノ際ノモノ。	
百五十九 同	同。	
百六十 中院通茂誓紙案	寛文五年正月廿二日。	一通
百六十一 筆道口傳切紙写	○通茂筆跡。	二通
百六十二 筆道覺書	同	二通
百六十三 掛守写	○包紙二寛文八六七御伝授拝見之後模写之トアリ。	一通
百六十四 同		
百六十五 中院通茂傳授状	貞享三年三月廿三日。	一通
百六十六 詠歌大概未來記切紙	○包紙三元禄十五十二十	三通
百六十七 江戸大奥女中消息	○中院前内府宛。天尔遠波ノ事。	一通
百六十八 勅書	五月廿一日前右大臣宛。	四通
百六十九 同	五月廿四日前右大臣宛。	三通
百七十 後西院天皇古今集講談聞書	元禄十五年五月廿一日。	一通
百七十一 靈元院上皇女房奉書	元禄十五年五月廿一日。	一通
百七十二 中院通茂伝授状	宝永二年五月十日通躬宛。	一通
百七十三 中院通茂定基誓紙	同。	三通
百七十四 野宮定基誓紙	同。	(38丁裏)
百七十五 久世通夏誓紙	同。	
百七十六 柿本人丸口傳写		
百七十七 和哥三身大事傳授状書式		
百七十八 天尔遠波傳授伺書	○通躬筆跡。	

此目録の書どもは、さきに中院伯爵家より、わが大学に寄託せられたる書籍のうち、整理ニ漏れて久しく戸棚の中に積置かれたりしものなり。先年、いとまのほとに、其の目録を調へ置きたりしかども、なほ心ゆかぬふしとものありて、いかて折を得て正さまく思ひるたりしほとに、國文学現在書目録のこと起りたるに加へて、近きころ、伯爵家に其の寄託書を悉く取返さんとの豫しありと聞ければ、あわたくしく、かくは改めものしつ。なほすてに整理せられたる書の目録は追つきて写しなんとす。大正十二年四月小弥太しるす。

五月六日一校了。』(41丁裏)

大正十三年九月謄写。京都帝國大學図書館』（42丁表）

(注) 九 備文抄の項目の奥書の引用部分一行目(「本邦奥書云々」)から七行目(「執筆真経六十一」)までミセケチを付す。紙面の煩雑を避け、省略した。

四

一枚

(39)
丁裏